

# 官報

昭和五十一年四月二十二日

## 第七十七回 衆議院会議録 第十三号

昭和五十一年四月二十二日(木曜日)

午後二時 本会議

### ○本日の会議に付した案件

#### 議員請暇の件

福田自治大臣の昭和五十一年度地方財政計画に  
ついての発言及び地方交付税法等の一部を改  
正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後二時五分開議  
○議長(前尾繁三郎君) これより会議を開きま  
す。

#### 議員請暇の件

○議長(前尾繁三郎君) 議員請暇の件につきお諮  
りいたします。

千葉三郎君から、海外旅行のため、四月三十日  
から五月十二日まで十三日間、請暇の申し出があ  
ります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。  
よって、許可するに決しました。

国務大臣の発言(昭和五十一年度地方財政計  
画について)及び地方交付税法等の一部を  
改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(前尾繁三郎君) この際、昭和五十一年度  
地方財政計画についての自治大臣の発言を許し、  
あわせて、内閣提出、地方交付税法等の一部を改  
正する法律案について、趣旨の説明を求めます。  
自治大臣福田一君

〔国務大臣福田一君登壇〕

○国務大臣(福田一君) 昭和五十一年度の地方財  
政計画の概要及び地方交付税法等の一部を改正す  
る法律案の趣旨について御説明申し上げます。  
昭和五十一年度の地方財政につきましても、最

近における経済情勢の推移と地方財政の現況にか  
んがみ、国と同一の基調により、地域住民の生活  
安定と福祉充実を図るとともに、景気の回復に資  
するため、地方財源の確保に特段の配慮を加えつ  
つ、財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹  
し、財政の改善合理化を図る必要があります。

昭和五十一年度の地方財政計画はこのような考  
え方を基本とし、次の方針に基づいて策定するこ  
とといたしました。

第一は、地方財政の状況を踏まえ、住民税均等  
割り及び自動車関係諸税の税率の引き上げ、事業  
所税の課税団体の範囲の拡大、地方税の非課税措  
置の整理縮小等により、地方税負担の適正化と地  
方税源の充実強化を図る一方、個人住民税、個人  
事業税、ガス税等について住民負担の軽減合理化  
を行ったこととあります。また、地方道路目的財  
源の拡充に伴い、地方道路譲与税の一部を市町村  
に譲与することとしております。

第二は、所要の地方財源を確保するため、臨時  
地方特例交付金を交付税及び譲与税配付金特別会  
計へ繰り入れるとともに、同特別会計において資  
金運用部資金から借り入れを行うことにより、地  
方交付税の増額を図り、あわせて財源不足に対処  
するための地方債を発行する等の措置を講じたこ  
とであります。

第三は、地方債の増加に対処し、公営企業金融  
公庫資金を大幅に増額するとともに、地方債計画  
総額の六〇％に相当する額については、政府資金  
引き受けまたは政府資金並みの金利負担となるよ  
う措置したこととあります。

第四は、地方交付税、地方債、国庫補助負担金  
等の効率的な配分を図ることにより、地域住民の  
福祉充実のための施策を重点的に推進しつつ、あ  
わせて景気の着実な回復に資することと、生活  
関連社会資本の充実の要請にこたえるための諸施  
策を実施することとしたこととあります。

このため、公共事業及び地方単独事業を増額す  
るとともに、社会福祉施策、教育振興対策等の一

層の充実を図ることとし、また、人口急増地域及  
び過疎地域に対する財政措置の拡充を図ることと  
しております。

第五は、地方公営企業の経営の健全化を図るた  
め、引き続き交通事業及び病院事業の再建を推進  
するとともに、公営企業債の増額を図ったことと  
あります。

第六は、引き続き超過負担の解消のための措置  
を講ずること等により、地方財政の健全化及び合  
理化並びに財政秩序の確立を図るとともに、地方  
財政計画と実態との乖離の適正な是正を図るた  
め、その算定内容について所要の是正措置を講じ  
たこととあります。

以上の方針のもとに昭和五十一年度の地方財政  
計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は  
二十五兆二千五百九十五億円となり、前年度に対  
し、三兆七千七百億円、一七・二％の増加となつて  
おります。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案  
の趣旨について御説明申し上げます。

昭和五十一年度分の地方交付税の総額は、さきに  
昭和五十一年度の地方財政計画の概要で御説明申  
し上げましたとおり、現行の法定額に、一般会計  
から交付税及び譲与税特別会計に繰り入れられる  
六百三十六億円及び同特別会計において借り入れ  
られる一兆三千四百一十億円を合算する特例規定  
を設けることとした結果、総額五兆一千  
八百七十四億円となり、前年度当初に比し、七千  
五百七十八億円、一七・一％の増加となつてお  
ります。

また、昭和五十一年度の普通交付税の算定に当  
たっては、地方財政計画の策定方針に即応して、  
社会福祉施策の充実、教育水準の向上、住民生活  
に直結する公共施設の計画的な整備の推進に要す  
る経費の財源を措置することと、過疎過密対  
策、交通安全対策、消防防災対策等に要する経費  
を充実し、あわせて、投資的経費については、地  
方債振りかえ後の所要経費を措置することとして

昭和五十一年四月二十二日 衆議院會議録第十三号

福田自治大臣の昭和五十一年度地方財政計画についての発言及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に對する渡辺三三君の質疑

四〇四

おります。さらに、昭和五十一年度において法人関係税の減収補てんのため特別に発行を許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入するため、地方税減収補てん償還費を設けるとともに、特別交付税について、その算定及び交付を毎年度十二月中及び三月中の二回に分けて行うこととしております。

なお、昭和五十一年度においては、地方財源の不足に對処するための地方債を発行することとしたしておりますが、この場合において、地方団体は、地方財政法第五条の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるための地方債を起すことができ、その旨の特例を設けることとし、また、公営競技を行う地方団体の公営企業金融公庫に対する納付金の納付期間を延長する等の措置を講ずることとしたしております。さらに、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律並びに首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律に基づく関係地方公共団体に對する国の財政上の特別措置を引き続き講ずるため、その適用期間を五年間延長することとしたしております。

以上が昭和五十一年度の地方財政計画の概要及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) ただいまの地方財政計画についての発言及び趣旨の説明に對して質疑の通告があります。順次これを許します。渡辺三三君。

〔渡辺三三君登壇〕

○渡辺三三君 私、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案について、總理並びに関係大臣に質問をいたすものであります。

わが国の経済は、昭和四十八年秋の石油ショック以来、長期にわたって停滞を続けており、最近に至つてようやく回復への兆しが見え始めたといふものの、いまだ手放しで樂觀できる情勢には至つていないと思ふものであります。

このような経済情勢のもとで、地方税収入は前年度の当初見込みより下回るものと見込まれていゝるようになり、地方財政をめぐる環境はきわめて厳しいものがあります。

一方、社会経済情勢の変化に伴い、住民の地方行政に對する要求は、ますます増大を多様化したつある今日であります。これまでは、経済が順調に拡大をし、税の自然増収が多額に上るような時期においては、地方財政も比較的順調な歩みを続けることができたのであります。しかしながら、今日、昭和五十一年度の地方財政は、財源がきわめて窮乏な中にあると、住民の要求にこたへるための行政をより一層充実をさせなければならぬと同時に、公共投資の増額など、景気回復のための配慮もしていかなければならないといふ、まことにむづかしい局面を迎えているのであります。すでに各地方団体では新年度の予算も成立をし、その施策の実施に着手しつつあります。この難局を乗り切り、地域住民の福祉充実を推しはかつていくためには、地方団体自身の努力はもとよりでございますが、特に国においても適切な措置を講ずることが必要であると考えるのであります。

そこで、この際、重点をしばって政府の基本的見解をただしたいと存じます。

まず第一に、地方財政危機の実態とその原因についてお尋ねをいたします。

地方団体は、住民福祉のため、きわめて重要な役割りを果たしております。しかしながら、今

日の地方財政を思うとき、このままでは住民サービスに大きな支障を来すのではないかと感じざるを得ないのであります。ちなみに、昭和五十一年度当初予算の編成状況を見ますと、住民生活向上のパフォーマンスともいへる普通建設事業費の額は、前年度の十二月現計額に比べ約七割減となつております。特に、地方公共団体が独自の立場で実施する地方単独事業は、二三割減となつていゝるのであります。

一方、人件費、公債費、扶助費等の義務的経費は、前年度に比べて大幅に上回つており、地方財政の硬直化は歴然たるものがあります。このような地方財政の硬直化の原因について、一部の人は、地方税財源の絶対的不足、国庫補助負担金制度の不合理等、もっぱら政府の責任に転嫁しようといつております。

しかしながら、多くの地方公共団体は、経費の節減合理化や歳入の徴収の確保に懸命な努力を傾注し、財政の健全性の確保に努力をしております。しかしながら、一部の地方公共団体においては、安易に職員を増員し、あるいはその給与水準を国家公務員や地域の民間労働者の賃金水準より引き上げ、さらには、長期的な財源見通しも立たないままに、いかにも場当たり的ないわゆるばらまき行政を行い、このような団体に限って、財政運営は破局状態に陥つていゝるのであります。(拍手)

高度成長から安定成長時代へと、時の流れが大きく変わりつつある今日、私は、地方公共団体の財政運営のあり方そのものにも、洗い直しをしなければならぬ時期を迎えていると思ふものであります。政府は、この地方財政危機をどのように把握をし、また、その原因をどう見ておられるのか、自治大臣のお考えを承りたいと存じます。

これに對し一応の応急的な措置は講ぜられましたが、このような事態に引き続き、昭和五十二年あるいは五十三年度においてもなお歳入の不足が見込まれるといふことになり、もはや地方財政制度をこのまま放置することはできず、地方行政制度の抜本的改革に取り組まなければならない時期に差しかかつていゝるのではないかと感ずるものであります。

私は、国と地方の行政責任の分担そのものに問題があると思ひますが、政府としてはこれにどう對処されようとするのか、總理並びに自治大臣の御所見を承りたいと存じます。

第三に、昭和五十一年度の地方財政對策についてお伺いをいたします。

政府においては、地方財源の確保のため、臨時地方特例交付金の繰り入れ、交付税の繰り入れ、地方債の増発等の措置をとつておりますが、これらは主として借金によつて当面の財源不足をしのぐものとしてあります。たとえば、交付税は前年度に對して一七・七割増の五兆一千八百七十四億圓を予定いたしておりますが、そのうち一兆三千四百一十一億圓は交付税會計の繰り入れとなつており、昭和五十年度の繰り入れと合わせますと、繰り入れ額は二兆四千億圓余りになります。このような巨額の借入金償還は、将来の地方財政を大きく圧迫することになると考えられますが、政府として、その負担軽減についてどのようなお考えをお持ちでおられるか、お伺いをいたします。

また、財源不足のため一兆二千五百億圓の地方債を特別に発行することとしておりますが、交付税の繰り入れとあわせてこのように多額の地方債を発行して、果たして将来償還について心配がないものかどうか、この点についてもお伺いをいたします。

さらに、多額の地方債を発行することとしなが

ら、この資金を見ますと、前年度当初において一兆七千億圓確保されていた政府資金は、一兆四千二百億圓と逆に少なくなっております。したがって、五十一年度の地方財政対策の成否は、民間繰故資金の消化が円滑に行われるかどうかにかかっていると、言っても過言でないと思ふのであります。私は、民間繰故資金による地方債の消化を促進するためには、市場公募地方債以外の地方債についても、これに日銀担保適格を付与するとともに、買いオペレーションの対象とすることが必要であると考えております。さらに、今後増大する地方債の消化を確保するためには、信用力の乏しい地方公共団体が発行する地方債を一括引き受ける金融機関として、地方団体金融公庫のようなものを創設する必要があると考えております。この点につきましては、政府はどのようにして繰故資金の消化を確保しようとするのか、お伺いをいたします。

最後に、昭和五十一年会計年度に入つてすでに三週間を経過いたしております。この間、地方公共団体は、期待をされていた地方交付税の四月概算交付額が三千二百億圓余りも削減されたのであります。したがって、全国の地方公共団体は年度初めの財政運営に大変に難渋をいたしております。したがって、本法案の成立を一日千秋の思いで待ち望んでおります。住民福祉向上のために寝食を忘れて御尽力をしておられる地方公共団体関係者の御苦労を思うとき、私は、本法案を一日も早く成立をさせ、その期待にこたえてあげることとを心から希求をいたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣三木武夫君登壇〕  
○内閣総理大臣(三木武夫君) 渡辺君の御質問にお答えをいたします。

渡辺君の御指摘のように、地方財政のあり方に抜本的な改革を加えて、長期的な見通しを持たなければならぬことは御承知のとおりでございます。政府も、今年の二月に、五十年の見通しの試算と申しますか、それを発表いたしました。が、こ

ういう変動期には、はっきりしたことはなかなか見通しを立てることは困難でございますので、地方財政制度のあり方等にも改革を加えて、長期的な見通しを立てるだけ速やかに立てたい所存でございます。

お答えをいたします。(拍手)

〔国務大臣福田一君登壇〕

○国務大臣(福田一君) お答えをいたします。

ただいま総理からも、地方行財政の見通しについて、今後十分に考慮する、対応策を考へるといふ御答弁がありました。渡辺さんが、いまの地方財政の困難な状況を十分に認識し、さらにまた、地方自治体が非常に要望しておる点をわきまえて種々の御質問があったわけでありまして、私どもも同じように、実は地方行財政については、自治体の苦勞を苦勞として考へておるわけでございまして、まず第一に、御指摘がありましたところの五十年度の程度赤字団体が出てくるかといううな点については、まだ明らかではありませんけれども、しかし、非常にいまこれがふえつつあるという点だけは、十分われわれも認識をいたしておるのであります。したがって、これらの点を踏まえて、今後行財政の整理ということに取り組んでいかなければならないかと考へておるのであります。

また、そのために、五十年度におきましても、五十一年度の予算におきましても、相当程度交付税特別会計が国から借入れをいたしておるのであります。その借入金返済するといふ段階になつて、いかように取り計らうべきかといふことについては、大蔵省とも十分話し合ひをいたしまして、もし非常に負担がかかるというような場合には、これはまた、適当に地方財政に影響がないような措置をとらうといふことで両大臣の話が進んでおり、その取り決めで大体できておるわけでございまして、この点は、御心配はごもつともございませうけれども、われわれの努力にひとつ

まっていたらと思ふのであります。なお、そういうような地方財政の状況でありまして、五十年度五十一年度も、相当程度地方自治体が借金をしなければならぬ、地方債を発行しなければならぬ。その地方債が円滑に消化できるかどうかによつては、地方団体の行財政の運営が非常に困難になるわけでございまして、そこで、この点には十分配慮をいたしたつもりでございます。それが償還についても、将来余り地方行財政に負担がないような措置をとりますと同時に、いま繰故債等も非常にふえておる段階において、果たして地方の借金を引き受けてくれるかどうかということが非常に心配でございます。この点についても、実は大蔵省との間に取

り決めたをいたしておるのでございますが、しかし、何といつても地方債を発行するのには一番困つておるのは、いわゆる力の弱い町村でございます。から、町村等については極力政府資金を割り当てるといふことで、それが負担にならないように努力をいたす考へてございまして。

以上、われわれといたしましては、御指摘の点を踏まえながら、地方自治体が行財政の運営に困らないようにさしあたり努力すると同時に、今後の施策といたしましては、先ほど総理からもお話がありました、一つの試算ができておりまして、けれども、その試算をどう見ていくかといふことは、これからの景気の動向等を踏まえながら、この秋までには見通しをつかまして、将来の対策を十分にとり、交付税率の問題等も含めて努力をいたしてまいりたい、かように考へておるわけでございまして。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 岩垂寿喜男君。

〔岩垂寿喜男君登壇〕

○岩垂寿喜男君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案並びに昭和五十一年度地方財政計画につき、現在、地方財政危機のもとで苦しめ

られてゐる地方自治体と住民福祉の状況を具体的に指摘しつつ、三木総理と関係閣僚に対してその基本的姿勢を質問いたします。すでに地方財政制度の根本的改革を要求する声は、保守、革新のかきを越えて国民的な世論となつてゐることは御承知のとおりであります。政府は、この現実を踏まえて、この機会に国民の納得のできるような率直な御答弁をくださるよう、最初にお願ひをしておきたいと思ひます。不況下のインフレを契機とする地方財政危機は、五十年における約二兆圓もの税収及び地方交付税の落ち込みとなつて、地方自治体とりわけ都道府県の財政を直撃し、住民福祉に重大な影響を及ぼしてゐます。そればかりか、二兆六千二百億圓に及ぶ財源不足の大半を借金によつて措置した政府の地方財政対策によつて、地方自治体の予算は、いわゆるシビルミニマムの達成を目指す福祉行政は影をひそめ、高校授業料を初めとする各種使用料、手数料の引き上げなど、低福祉高負担のみが目立つ異常な予算となつております。すなわち、都道府県及び政令指定都市の五十一年度予算の実質伸び率は一・六九%と、地方財政計画の一七・二%を大幅に下回り、近來にない超緊縮型予算になつてゐるのであります。そのため、住民福祉に直接影響する単独事業は、大半の団体においてダウンし、二一%の伸びを見込んでゐる地方財政計画との乖離が顕著になつてゐます。

さらに、国に先駆けて実施してきた福祉先取り行政はことごとく抑制され、これまでの水準維持に四苦八苦している自治体の実情を如実に示してゐるのであります。また、地方財政計画にある人件費五%アップさえ計上していない団体が数多くあるなど、自治体職員の人件費が財政危機を口実として一段と抑圧されてゐます。こうした福祉、人件費抑制の反面、政府の大型プロジェクトを中心とする大企業優先の不況対策

四〇六

いて、文部省の概算要求が大幅に削られたばかりでなく、文部省に報告された全都道府県の公立高校の新設計画、五十一年度以降五カ年間で四百五

十二校に対し、どのような財政補助を考えておられるか、明らかにしてください。百歩譲って、今年度の補助予算額の四十二億を基礎にしても、来年は最低でも百億以上、再来年は百五十億以上にならなくてはつじつまが合わなくなると思いませんか、そのとおりに理解してよろしいか、お答えをいただきたいと思ひます。

また、五カ年の時限的緊急対策はさらに延長せざるを得ないものと考えますが、今後をどう見通されておられるか、人口急増都府県についての高校の用地費に対する補助についてはどうお考えか、つけ加えて承っておきたいと思ひます。

最後に、自治大臣に超過負担の解消についてお聞きいたします。

今日の地方財政危機の原因の一つに、膨大な超過負担があることはすでに明白であります。今後の地方自治の確立のためには、国、地方自治体間の負担区分を明確にし、超過負担を生じさせないことが急務であります。

六千三百億、用地費を含めれば一兆一千億にも及ぶ超過負担の実態を明らかにした地方六団体の調査が発表されておりますが、これに対し、五十一年度予算での解消措置はわずか六百四十二億にすぎず、まさに焼け石に水のたとえのとおりであります。地方六団体は、この措置額も、五十年度分の措置額、物価騰貴分並びにベースアップ分を含めたものであり、これらを差し引くと実質的な解消額は、国費ベースでわずか六十四億にすぎないと指摘していることは御承知のとおりであります。

従来から政府は、超過負担について単価差だけを認め、対象差、数量差については超過負担の存在を極力否定するなど、その解消に不熱心であったわけですが、それにしても、現実の行政に携わっている地方六団体の調査額と政府の対応金額との間には、余りにも極端な開きがあると言わざるを得ません。この原因は、結局、政府の超過負担に対する基本的認識が欠落していることから生

じたものであり、地方財政軽視の典型とも言うべきであります。

これらの点を踏まえて、地方六団体が提出した意見書に対し、政府はどのような回答を示すつもりか、明らかにしていただきたいと思ひます。

さらに、一昨年、自治省と革新市長会の覚書で約束したように、地方団体と政府代表が共同して超過負担調査のための委員会のようなものを設け、共通の方法による超過負担調査を行うべきだと考えますが、その点について自治大臣の所見を伺いつつ、政府の誠意ある答弁を求めて、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣三木武夫登壇〕

○内閣総理大臣(三木武夫) 岩垂君の御質問にお答えをいたしますが、第一番は、地方財政の危機の状態をどのように認識するかということでございます。

高度経済成長からこのような安定成長への大きな転換期にありまして、その転換期というものはいろいろな変化をもたらすものでございまして、国の財政も地方の財政も、かつてない困難に直面しております。

五十一年度の地方財政の二兆六千億に上る巨額の財政不足については、地方財政の運営に支障を来さないような手当てをいたしました。しかし、何としても地方財政が地域住民の福祉や教育、国民の生活に身近な行政に携わるわけであり、また、この健全な運営というものは、われわれが常に図っていかねばならぬ点だと考えております。

いま岩垂君の御指摘のような、恒久的な地方財政の制度改正をいまず行方というところは、この変動期でなかなかむずかしいのでございまして、この問題は、当然に改革を行わなければならぬわけでございます。地方制度調査会とか税制調査会なども、この問題に検討を加えておるわけでございます。そういう意見も参考にしながら、政府も鋭意検討を進めてまいりたいと思っております。

おります。

第二には、生涯の福祉設計計画について、いろいろ御質問がございました。

生涯の福祉設計計画は、国民の一人一人の立場から、福祉政策をばらばらでなくして総合的に見直そうとするものであります。

その基本的な考え方は、一つには福祉は、老後というようにある一定の時期を対象とするものではなくして、全生涯を、しかも教育も就職も住宅も、すべて総合的に考えてみようとするものであります。しかも、それを外国を模倣するのではなくして、日本の国情や風土に合ったものにしたという点でございます。また、最低限の保障はするにしても、やはり個人の意思と努力次第では、いろいろと生活の向上を図られるという自立自助の精神を柱にしなければならぬと考えておるものでございます。こういうことを基礎にして、いま政府の中に生涯設計計画検討連絡会議というものを設けて、これを具体化すべく問題点に検討を加えておる次第でございます。

また、岩垂君の御指摘のような、今日求めておるものはフローそのものではなくして、ストックの充実を求めている、これは私もさように考えるわけでございます。この生涯設計計画具体化の中に、この点も頭に置きながら検討を進めたいと考えております。

また、今日のわが国の福祉レベルの低さというものの、社会的資本のストックの貧困というものを御指摘になりましたが、私も、高度経済成長の中で社会的資本の充実ということが立ちおくれてきたということに対しては、岩垂君と同意見でございます。

これを取り返さなければならぬと考えて、今年度の公共事業費の中においても、全体の伸びは一九・七％でありましたにもかかわらず、住宅は二三・三％、生活環境施設は三一・二％と、一般の公共事業よりも差をつけて、いまだかつてない社会資本の充実を努めてまいっております。

今後、こういう社会資本の立ちおくれ、あるいはまた、国民生活の安定の基礎になる最も基礎的な施設である国土の保全計画であるとか、農業の基盤整備であるとか、あるいは沿岸漁業の整備等、こういうものに対しては十分な配慮を加えていかねばならぬと考えて、予算もそういう配慮を加えた次第でございます。

また、大型プロジェクト中心という御批判でございますが、われわれは、今後大型プロジェクトを公共事業の中心に置いては考えていかないと考えてございます。しかしながら、新規の高速道路であるとか本四架橋であるとか新幹線など、いわゆる大型プロジェクトについても、これらのプロジェクトの持つ経済的効果、社会的な効果を勘案して、適度の規模の拡大を図っていくという点から、こういうものも取り入れたいという公共事業の中心に置く考えは持っております。それから、次はナショナルミナムの話でございますが、われわれも、ナショナルミナムというものを持つことは当然でございますが、しかし、それには社会的諸条件の変化にも配慮を加えながら、社会保障施設が真にこれらが必要とする人間的確に行われるとともに、個人の自助的な精神とも調和を持った合理的な、効果的なものにしていきたいと考えておる次第でございます。

また、福祉型の成長メカニズムを考へるべきだということでございますが、今後わが国の経済は、いままのような高度経済成長一本やりのものから、均衡のとれた安定成長路線に移行させなければならぬ。その安定成長路線の中心に置かるべきものは、社会保障とか居住環境の整備などを中心とした、そういう生きがいのある経済社会の建設でありますから、岩垂君の御指摘のように、成長中心から生活中心の経済への転換をさしていかねばならぬと考えております。

また、長期的な福祉政策に対する長期的方針を立てるということは、全くそのとおりだと思ひますが、いま、昭和五十年代の前期経済計画の概案

四〇八

聞いて、それを聞きながらまた各省にいろいろと折衝をしておるというところでございます。私は、このやり方でなお今後も御指摘の超過負担の解消には全力を挙げてまいりたい、かように考えてお

る次第であります。(拍手)

〔国務大臣永井道雄君登壇〕

○国務大臣(永井道雄君) 岩垂議員の私に対する御質問は四点到つたと思ひますので、順次お答え申し上げる次第でございます。

まず第一は、高校教育を義務化してはどうかというところでございます。

これは、昭和五十年の高校進学率の率を見ますと九一・八%でございますから、相当な数であつて、それに基づく御質問と考へますが、しかし、高校を義務化する場合には二つの条件が必要であると思ひます。

一つは財政上の条件でございますが、高校生の三割が現状においては私学であるというようになことを勘案いたしますと、この時点において直ちに高校を義務化するということがなかなかむずかしい。

もう一つは教育上の観点であると思ひますけれども、これは現状におきまして、高校に進学しない方向でもつてむしろ勉強していく、あるいは就職をしていくという人々もおります。

こういう事情を考へますという、必ずしも、十二年の教育というものをわが国において現段階において義務教育にすべきであるという結論に、私どもは到達いたしてない次第でございます。しかしながら、入学を希望する人たちに對しては、できるだけこれを受けるように高等学校の拡充を図っていく、かような考へで臨んでいく次第でございます。

第二点は、本年度から高校新増設のために国庫補助をいたしました、この国庫補助の四十二億円というは大変少ないのではないかと、また、明年度あるいは明後年度におきまして、これを二倍ないし三倍にする考へはないかという問題でございますが、本年度の四十二億円というのは、高校生が急増いたしております緊急事態というものを認識いたしました上で初めて発足いたしましたものでございまして、今後五年間は少なくともそうした緊急

急事態であると思ひ、私たちはこれに對処しているわけでございます。

ただ、その場合にも、従来のように起債ないしは地方交付税を原則としていくというところは変わりないわけであることを、ここで申し上げておく必要があると思ひます。

今後五カ年間に緊急事態と考へておりますが、しかしながら、特に五カ年計画を立てて、そうして明年度、明後年度について、いまだどれほどの額であるかということを考へていくのではなく、これは、進学率が毎年どのように変わつていくか、あるいは人口動態の推移等きわめて流動的な側面がありますので、毎年度予算額を計上するという考へ方で五年間の緊急事態に對処しようというわけでございます。

第三点といたしましては、この五カ年が終わつた後も、さらに長く考へることをいまだから予定しておいてはどうかというお言葉でございますが、これにつきましては、やはり五カ年というものを一応緊急事態と考へて私どもは現在の政策を立てていくのでございまして、五カ年たつたその時点において、その以後をどうするかということと考へていくのが至当であらうかと考へます。

最後に、高校につきましては、建物の新増設だけではなく、用地費についてもこれは国庫補助をすべきではないかというお言葉でございますが、これについては、やはり起債という方法でこれを對処してまいりましたその原則に基づいて、今後も對処していくべきであると思ひます。

しかし、高校が拡充される状況にございまして、それから、そうした地方財政措置の拡充というものが起債という形で進んで、拡充が強められるというところがきわめて重要である、そういう方法によつて、学校の土地確保ということを私たちは万全を期すべく努力しなければならぬと、かように考へていく次第でございます。

以上をもちまして、私のお答えといたします。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 三木 武夫君  
大蔵大臣 大平 正芳君  
文部大臣 永井 道雄君  
自治大臣 福田 一君

出席政府委員

内閣法制局第三部長 茂申 俊君

○明読を省略した議長の報告

(報告書及び文書受領)

一、去る九日、内閣から次の報告書を受領した。

昭和四十七年度決算に関する衆議院の議決について講じた措置

一、去る十三日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

農業基本法第六條第一項の規定に基づく昭和五十年年度農業の動向に関する年次報告

農業基本法第七條の規定に基づく昭和五十一年度において講じようとする農業施策についての文書

一、去る十六日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

林業基本法第九條第一項の規定に基づく昭和五十年年度林業の動向に関する年次報告

林業基本法第九條第二項の規定に基づく昭和五十一年度において講じようとする林業施策について

いての文書

一、昨二十一日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

沿岸漁業等振興法第七條の規定に基づく昭和五十年年度漁業の動向に関する年次報告

沿岸漁業等振興法第七條の規定に基づく昭和五十一年度において沿岸漁業等について講じようとする施策についての文書

(判決正本受領)

一、去る十四日、最高裁判所長官村上朝一君から、最高裁判所裁判事務処理規則第十四條後段により、四月十四日最高裁判所大法廷において判決の言渡しがあり、同日確定した上告人(選定当事者)黒川厚雄被上告人千葉県選挙管理委員会間の選挙無効請求事件についての判決正本を受領した。

(政府委員退任)

一、去る十二日、三木内閣総理大臣から前尾議長あて、自治大臣官房会計課長緒方喜祐は三月三十一日付をもって、また人事院事務総局任用局長小野武朗は六日付をもってそれぞれ退職したので、政府委員としての資格を失つた旨の通知を受領した。

(政府委員承認)

一、去る十三日、前尾議長は、三木内閣総理大臣申し出の、次の者を第七十七回国会政府委員に任命すること承認した。

人事院事務総局任用局長 今村 久明  
自治大臣官房会計課長 柴田 啓次

(政府委員任命)

一、去る十三日、三木内閣総理大臣から前尾議長あて、十三日議長において承認した今村久明外一名を同日第七十七回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

昭和五十一年四月二十二日 衆議院會議録第十三号 朗読を省略した議長の報告

議院運営委員

辞任

村岡 兼造君 葉梨 信行君  
葉梨 信行君 村岡 兼造君

一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
商工委員

辞任

玉置 一徳君 補欠 小沢 貞孝君  
小沢 貞孝君 玉置 一徳君

議院運営委員

辞任

小沢 貞孝君 補欠 玉置 一徳君  
玉置 一徳君 小沢 貞孝君

一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
内閣委員

辞任

大石 千八君 補欠 佐藤 文生君  
林 大幹君 中村 寅太君  
三塚 博君 丹羽喬四郎君  
佐藤 文生君 大石 千八君  
中村 寅太君 林 大幹君  
丹羽喬四郎君 三塚 博君

地方行政委員

辞任

愛野興一郎君 補欠 田村 元君  
片岡 清一君 佐藤 孝行君  
佐藤 孝行君 片岡 清一君  
田村 元君 愛野興一郎君

運輸委員

辞任

佐藤 孝行君 補欠 塩川正十郎君  
佐藤 文生君 片岡 清一君  
田村 元君 木野 晴夫君  
中村 寅太君 竹中 修一君  
丹羽喬四郎君 松永 光君  
片岡 清一君 佐藤 文生君

木野 晴夫君 田村 元君  
塩川正十郎君 佐藤 孝行君  
竹中 修一君 中村 寅太君  
松永 光君 丹羽喬四郎君

(議案受領)

一、去る十六日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案

一、昨二十一日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。  
身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、昨二十一日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。  
身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六四号)(子)

(議案送付)

一、去る九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。  
昭和五十一年度一般会計予算  
昭和五十一年度特別会計予算  
昭和五十一年度政府関係機関予算

(質問書提出)

一、去る十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。  
オリエンタルモーター株式会社の労使紛争と不当労働行為に関する質問主意書(竹内猛君提出)

(答弁通知書受領)

一、去る九日、内閣から、衆議院議員野坂浩賢君提出神鋼機器、米村鉄工及び鳥取電機などの鳥取県下における労使紛争に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和五十一年五月一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

れに日時を要するため、昭和五十一年四月二十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。  
一、去る二十日、内閣から、衆議院議員竹内猛君提出オリエンタルモーター株式会社の労使紛争と不当労働行為に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和五十一年五月一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

衆議院會議録第十一号中正誤

段行 誤 正  
三下ニ「宅地等」 「宅地等」

衆議院會議録第十二号(一)中正誤

段行 誤 正  
三三 八 派遣を 派遣等を  
二〇 三末八 開延 開延

衆議院會議録第十二号(二)中正誤

段行 誤 正  
三六 上 一三四三、七五一 二四三、七五一

定価 一部 一一〇円

発行所

東京都港区赤坂美町二番地 郵便番号一〇七  
大蔵省印刷局  
電話 東京 五八二 四四二(大代)